

資料 6

杉並区保健福祉計画（子ども家庭分野）

杉並区子ども家庭計画（案）

令和5（2023）年度～令和6（2024）年度

説明資料

令和5年(2023年)2月21日
杉並区子ども・子育て会議資料

○保健福祉計画に連なる各計画に共通して記載する事項（子ども家庭計画 P 1～P 8）

➤ 基本構想の策定

- ・概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、令和3年（2021年）10月に策定
- ・区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、8つの分野ごとの将来像を掲げています。

■健康・医療分野

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

■福祉・地域共生分野

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

■子ども分野

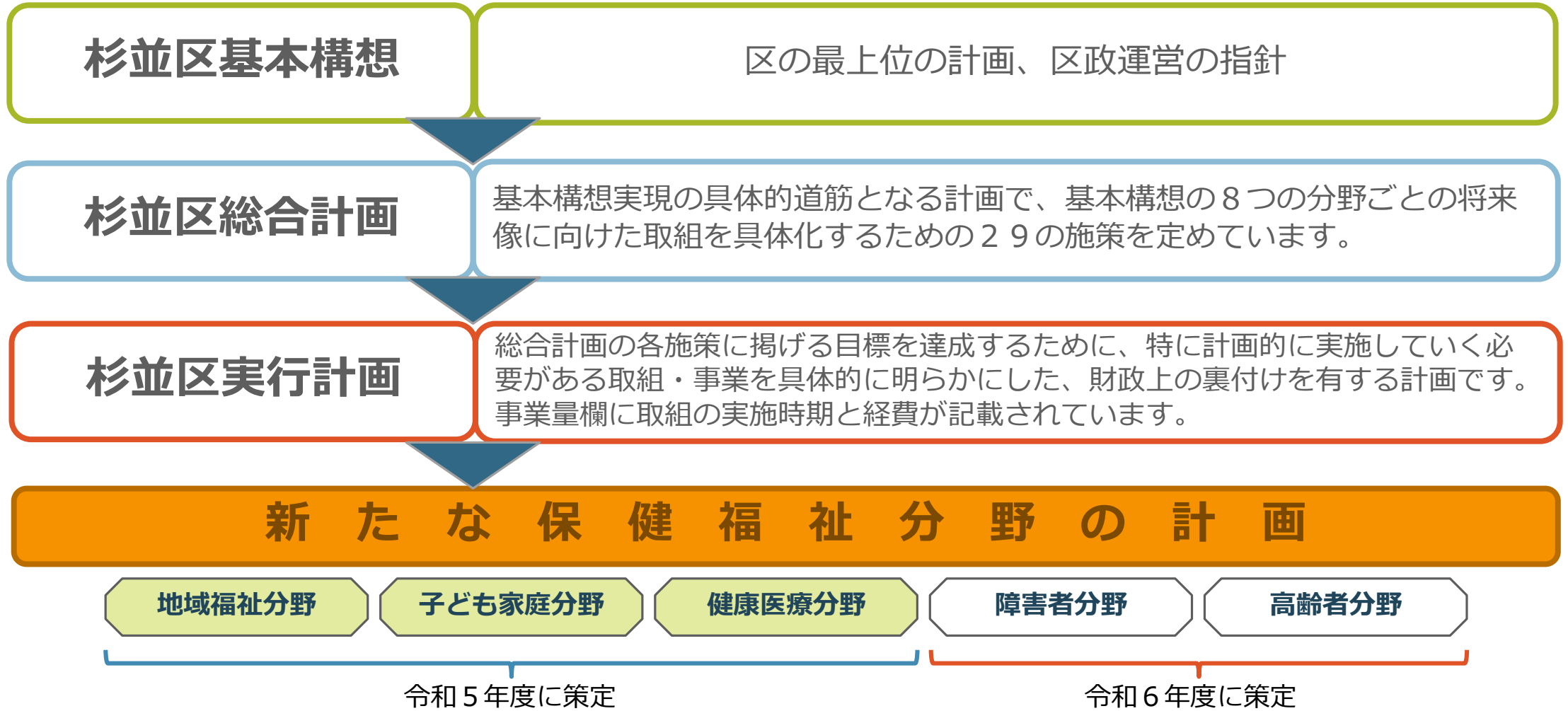
すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

➤ 総合計画・実行計画の策定

- ・基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4年度（2022年度）を始期とする新たな総合計画及び実行計画を策定し、分野ごとの施策を定めるとともに、各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業を計画化しました。

(子ども家庭計画 P 4) 計画の位置付け

NEW 素案に記載なし



(子ども家庭計画 P 4) 2 保健福祉分野の計画の統合・再編

➤ これまでの保健福祉計画における課題

少子高齢化

核家族化

ライフスタイルの多様化

- ・保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取組領域が拡大
- ・各分野の関連法令等に基づき、個別計画を別に策定し、計画期間も根拠法令等により様々

分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくい

- ・地域住民の抱える生活課題が複雑かつ複合的なものとなり、一つの分野だけでの対応が困難

複数の分野が連携した対応が必要

➤ 新たな保健福祉計画の基本的な考え方

- ・法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の体系ごとに統合・再編
- ・各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図る

分野ごとの取組を把握しやすくする

- ・各分野別の計画に、保健福祉分野全体を貫く基本理念や、計画推進の方向性を共通に示す。
- 基本理念：「人間性の尊重」「自立の促進」
「予防の重視」「支え合いの醸成」「孤立の防止」

区の保健福祉施策を一体的に進めていく

- ・分野横断的に共通した取組や、保健と福祉が相互に連携した取組を地域福祉推進計画の中で一覧化

組織間の更なる連携強化を図る

(子ども家庭計画 P 8) 4 計画推進の方向性 ・ 5 分野横断的に共通した取組等について

分野横断的に取り組むべき課題や事業

- ✓ 各分野の制度やサービスだけでは解決が難しい課題
- ✓ 支援対象を世帯と捉えた複合的な課題
- ✓ 保健と福祉が相互に連携した取組
- ✓ ライフステージに応じた保健福祉のサービス展開

計画推進の方向性

分野横断的に取り組むべき事業等を、地域福祉推進計画において一覧化

組織間の更なる連携、強化を図るため、「保健福祉施策推進連絡会議」を設置

各分野別計画における、地域や関係団体と連携した課題解決への取組

分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進

子どもから高齢者まで
安心して健やかに暮らし続けられる
杉並区を目指す

杉並区子ども家庭計画とは

(子ども家庭計画P9) 第1章総論

位置付け

- 基本構想の子ども分野の将来像の実現に向けて、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す計画です。

包含計画

- 以下の4つの計画を包含して策定します。
- 「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援市町村行動計画」、「母子保健計画」、「母子家庭及び寡婦の生活と安定と向上のための措置に関する計画」

計画期間

- 包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、本来5年間ですが、現行の第2期計画の計画期間に引き続く、令和5(2023)・6(2024)年度の2年間とします。

令和5年4月の「こども家庭庁」創設後は...



少子化
社会対策



子供・若者
育成支援



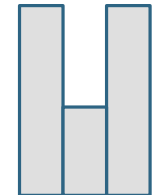
子どもの
貧困対策



**こども
大綱**

こども基本法（令和5年4月施行）に基づき、
こども施策を総合的に推進するために策定

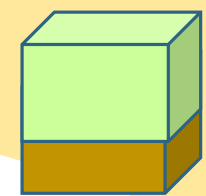
東京都



都道府県
こども計画を
策定



杉並区



市町村
こども計画を
策定

子どもの貧困
に関する調査

ヤングケアラー
実態調査

子どもから
の意見聴取

国・都が発出
する基本指針等

全体目標

～基本構想：子ども家庭分野の将来像～

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

将来像を実現するための取組の方向性

子どもの権利を大切にし、
子どもが主人公となるような
取組を進める

子どもの個性に応じた育ち
を社会全体で支援する

安心して子どもを産み、
育てられる環境をつくる

3つの方向性から5つの施策を構成

～総合計画の施策体系と同様

施策1

子どもの権利を尊
重し育ちを支える
環境の整備・充実

施策2

子どもの居場所づ
くりと育成支援の
充実

施策3

安心して子どもを
産み育てられる環
境の充実

施策4

働きながら安心し
て子育てできる環
境の整備・充実

施策5

障害児支援の充実
と医療的ケア児の
支援体制の整備

施策 1

子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備

基本方針

子どもの命と権利を守るため、子どもの意見が尊重される環境の整備や児童虐待対応などを通じて、総合的な児童相談体制の強化に取り組みます。

また、すべての子どもの育ちを支えるため、子どもの貧困対策を進めるとともに、支援が必要なひとり親家庭が、様々なサービスを活用し、安心して自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。



各施策に関連する統計や参考資料を追加

例

(子ども家庭計画 P 34) 児童虐待件数推移等のグラフ

○児童虐待件数の推移

国の虐待相談対応件数が増加しており、この10年間で約3.5倍の件数になっています。

(1) 全国の児童虐待相談対応件数の推移



出典：杉野区グータ

(2) 都立杉並児童相談所の虐待相談新規受理件数（杉並区分）の推移



出典：東京都杉並児童相談所作成・2022年（令和4年度）版「事業概要」より。
*令和2年度（2020年度）数値から、特別児童相談所利用分を含む。

(子ども家庭計画 P 41) ヤングケアラーに関する資料

ヤングケアラー支援の推進

事例5

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげるためには、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野が連携するとともに、行政機関だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めていくことが重要です。ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施し、必要な支援を行っていくほか、ケアマネジャーやヘルパー事業所など様々な関係機関への研修を通して、関係の大人がヤングケアラーの存在に気づき、負担の軽減につなげることができるよう取り組んでいきます。

主な取組と内容

(1) ヤングケアラー支援体制の強化

ヤングケアラーの支援強化に向けて、子ども、障害、高齢、教育の各分野で構成するプロジェクトチームにおいて組織横断的な検討を進めるとともに、地域や民間事業者等とも協働しながら取組を進めます。

(2) ヤングケアラー実態調査の実施

潜在的なヤングケアラーを把握するため、子ども、教育、高齢、障害等の様々な分野の関係機関に研修を実施するとともに、区の実態把握に向けた調査を実施します。なお、調査に当たってはヤングケアラー当事者の目線からの提案・知識を取り入れ、効果的な支援につなげます。

(3) ヤングケアラー支援事業の実施

実態調査の結果等に基づき、ヤングケアラー当事者が組織する民間事業者等との連携を図りながら、効果的な支援策を構築します。

？ ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うべき役割を担っている子どもであり、自らの生活の維持・向上、家族や介護者の生活の維持・向上のために必要とされています。



出典：厚生労働省ホームページ

(子ども家庭計画 P 43) 子どもの権利条約に関する資料

子どもの権利条約とは（※日本ユニセフホームページから抜粋）

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的な権利を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」4つの原則

- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの権利が、もって与えられ、十分に満たされていくべきである。教育、生活への支援を受けることが保障されています。
- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもの権利を決定する際には、子どもの権利を最優先として検討し、最善の利益を第一とします。
- ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
子ども自身が意思決定に関与し、意見を表明し参加することができ、子ども自身の意見が子どもの発達に結びつけていくべきです。
- ・差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ど自らの性別、人種、民族、言語、宗教、政治的見解、身体的障害の有無にかかわらず、平等に権利を享受し得るべきです。

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利は、大きく分けるが以下の4つの権利があります。



生きる権利

生命維持や健康増進が促され、適切な医療を受け、命が守られること

言つ権利

意見を表明し、意思決定に関与し、自分の権利や意見を主張できること

守られる権利

親子や社会に守られ、成長の過程で特別な保護や配慮を受けること

参加する権利

自治体や学校に参加したり、国や世界の課題に関与したり、意見を表明できること

施策 2

子どもの居場所づくりと育成支援の充実

基本方針

子どもたちが安心して自由に過ごすことができるよう、放課後の小学校などを活用した居場所を確保していきます。
また、子ども・青少年が自主性・社会性などを身に付け、夢に向かって健やかに成長できるよう、体験活動や多世代交流ができる機会を設けていきます。

事業 1 放課後等居場所事業の実施・充実

実

事業 2 中・高校生の新たな居場所づくりの推進

実

事業 3 次世代育成基金の活用推進

実

事業 4 その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

事業 5 (再掲資料)
学童クラブの整備・充実 (施策 4 事業 4)

実

施策3

安心して子どもを産み育てられる環境の充実

基本方針

子育て家庭の生活環境の変化に伴い多様化するニーズに対応するため、妊娠から子育て期までの支援を充実させ、きめ細かなサービスを行っていきます。

また、子育てに対する不安感や負担感を軽減することができるよう、身近な地域における子育て支援拠点を中心とした体制の強化を図ります。

事業1 妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実

実

事業3 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進

実

事業2 地域における子育て支援体制の充実

実

事業4 子育てにやさしいまちづくりの推進

施策4

働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実

基本方針

依然として増加傾向にある保育需要及び学童需要に応えるため、引き続き保育施設や学童クラブの整備に取り組むとともに、保護者の多様なニーズに的確に対応することで、働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実を図ります。

また、保育施設や学童クラブにおいて、質の確保を図るため、必要な支援を行っていきます。

- 事業1 保育施設等の整備・充実 **実**
- 事業2 保育の質の向上 **実**
- 事業3 多様なニーズに対応した保育サービスの推進 **実**

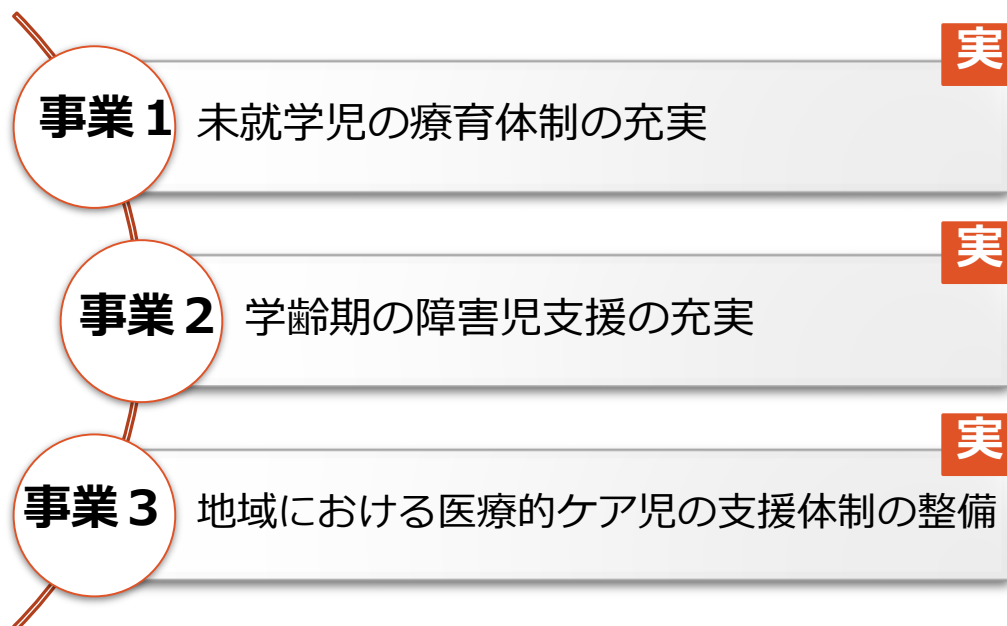
- 事業4 学童クラブの整備・充実 **実**
- 事業5 就学前教育の充実 **実**
- 事業6 (再掲事業)
放課後等居場所事業の実施・充実 (施策2事業1) **実**

施策5

障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

基本方針

障害の種別や程度にかかわらず、身近な地域で安心して生活できるよう、療育体制の充実を図るとともに、重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業など学齢期の障害児支援の充実を図ります。また、医療的技術の進歩等を背景に地域で暮らす医療的ケア児が増加していることから、ライフステージに応じて必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児の支援体制を整備していきます。



子ども・子育て支援事業計画（第2期）令和5・6年度（令和4年度見直し）

（子ども家庭計画P87） 第4章

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み（どのくらい需要があるのか）」と、「確保方策（提供体制をいつ、どのように確保するのか）」を記載しています。
- 国の基本指針を踏まえ、令和元年度に策定した令和2年度から6年度を計画期間とする「杉並区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」について、下記のとおり中間年の見直しを行いました。

中間年の見直し内容

- ・令和4年度を始期に策定された、総合計画・実行計画と整合を図ることを目的に実施

本章の記載事項

- ・国の基本指針で示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項を、上位計画と整合を図り計画化

第1～3章との関係

- ・国の基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策全般は、第1～3章に記載

必須記載事項

就学前の教育・保育

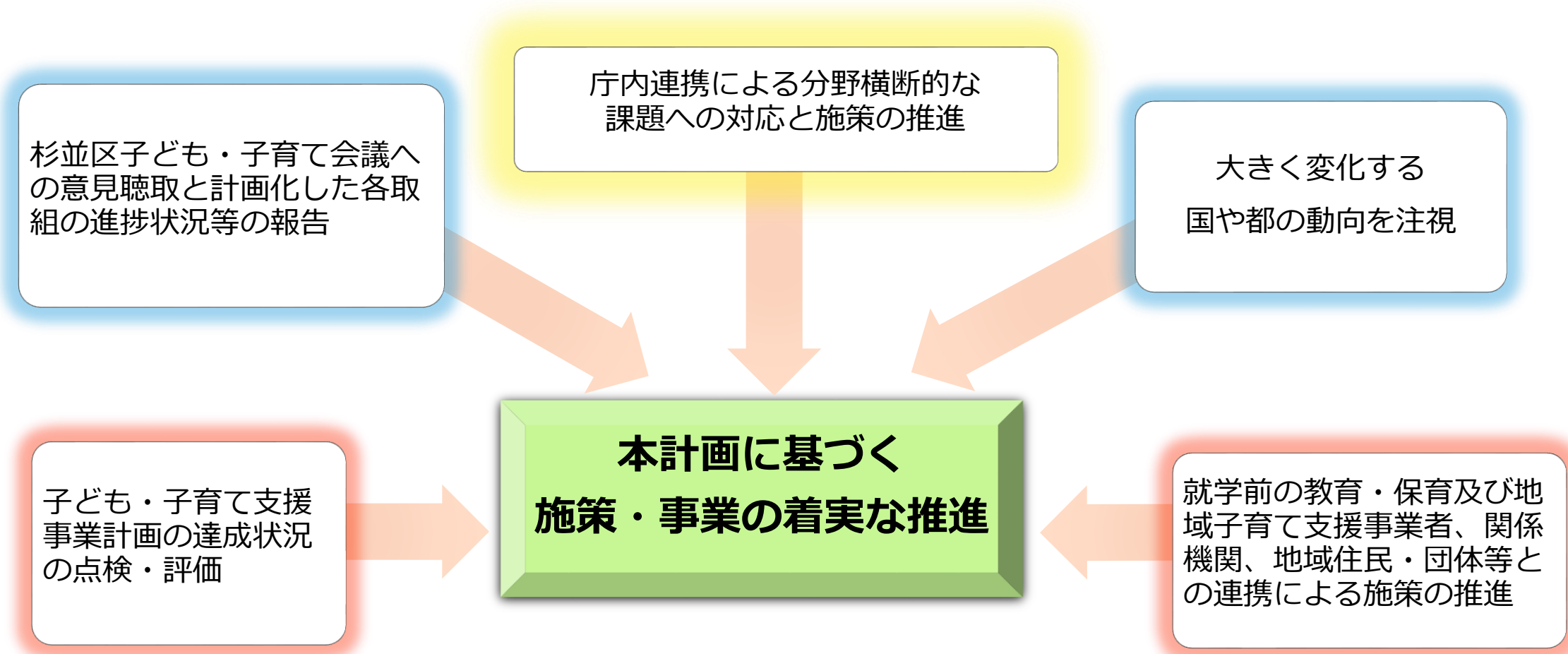
- (1) 教育施設
 - ・私立幼稚園
 - ・区立子供園（短時間保育）
- (2) 保育施設
 - ・認可保育所
 - ・地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）
 - ・認可外保育施設等（認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園長時間預かり保育）

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）
- (2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- (3) 利用者支援（利用者支援事業）
- (4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）
- (5) 乳幼児の一時預かり事業（一時預かり事業）
- (6) 延長保育（延長保育事業）
- (7) 病児保育（病児保育事業）
- (8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
- (9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- (10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）
- (11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業）
- (12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補足給付事業）
- (13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）

計画の推進に当たって

(子ども家庭計画 P 109) 第5章



区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）について

（参考資料：意見提出用紙（案））

保健福祉分野全体の計画体系を統合・再編した新たな保健福祉計画のうち、令和5年度を始期とする3計画（案）について、皆様のご意見を募集します。

○期間：令和5年3月1日（水）
～令和5年3月30日（木）

令和5年3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

○意見提出方法

- ・はがき、封書、ファクス、Eメール、閲覧場所にある意見提出用紙に記入して、保健福祉部管理課計画調整担当へ提出
- ・区のホームページにもご意見を書き込むことができます。

[提出先]

保健福祉部管理課計画調整担当

FAX：5307-0744

E-MAIL：KEIKAKU - T@city.suginami.lg.jp

○閲覧場所

区役所
本庁舎内

保健福祉部管理課（西棟10階）、
子ども家庭部管理課（東棟3階）、
区政資料室（西棟2階）

区役所
出先施設

区民事務所、図書館、保健センター、在宅医療・生活支援センター、福祉事務所、児童館、学童クラブ、子ども・子育てプラザ、児童青少年センター（ゆう杉並）、区立保育園、区立子供園、保育室・定期利用保育施設（委託型を除く）、区立小規模保育事業所、子ども家庭支援センター、子どもセンター

区ホームページでもご覧いただけます。